

- トラヒック・ポンピングとは、典型的には次のような状況を指すと理解できる。
- ・ 音声における接続協定で、発着トラヒックの量に応じて相互に接続料を支払う通常の事業者間精算方式が採用されている場合に、
 - ・ 接続協定の一方の事業者（以下「着信側事業者」）が、協定の相手方事業者（以下「発信側事業者」）の利用者（通常、発信側事業者の「かけ放題サービス」を利用）との間で「着信インセンティブ契約」（当該利用者が（発信側事業者を經由して）着信側事業者の利用者に発信するトラヒックの量に応じて着信側事業者が金員を支払う旨の契約）を締結することにより、
 - ・ 当該トラヒックの量を意図的に増大させ、それに伴う接続料収入を増加させること。

<典型的なトラヒック・ポンピングとされるもの>

